

上越市障害者福祉計画（案）について

概要版

1	上越市障害者福祉計画とは	…	P1
2	障害者の概況	…	P3
3	施策の方向・展開	…	P5
	(5つの施策の柱)		
1	日常生活支援の充実	…	P5
2	就労支援・雇用促進	…	P6
3	相談支援体制の充実	…	P7
4	安全・安心な生活の確保	…	P8
5	地域生活支援の充実	…	P8
4	計画の実現に向けて	…	P9

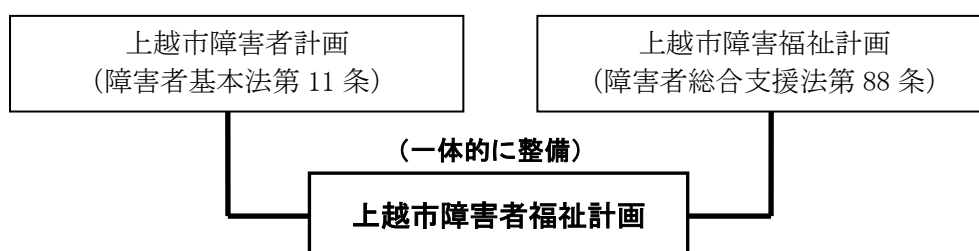
平成27年1月

上越市 健康福祉部 福祉課

1. 上越市障害者福祉計画とは

1 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定されている「市町村障害者計画」として位置付け、当市における障害者福祉の推進にかかる理念や基本的な施策の方向を定めるほか、「成果目標」「活動指標」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」と表記）第 88 条に規定されている「市町村障害福祉計画」として位置付け、当市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業提供体制の整備や事業の円滑な実施に関する計画を定めています。



2 国・県の動向

◇ 国の動向

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法一部施行後、障害者にかかる関係法令が相次いで成立、改正されました。平成 25 年 4 月に障害者総合支援法が施行され、関係法令の改正がほぼ終了し、本年 5 月に国から障害福祉計画策定に係る基本指針が示されました。

●障害者基本計画の基本理念（計画期間：平成 25～29 年度）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。

●障害福祉計画策定に係る基本指針（主要改正点）（計画期間：平成 27～29 年度）

- ・計画策定プロセスにおける P D C A サイクルの導入
- ・「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の間評価、評価結果の公表等

平成 18 年 4 月	「障害者自立支援法」施行
平成 20 年 3 月	「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」閣議決定
平成 23 年 6 月	「障害者虐待防止法」成立
平成 25 年 4 月	「障害者総合支援法」及び「障害者優先調達推進法」施行
平成 26 年 4 月	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」改正

◇ 県の動向

平成 17 年度 「新潟県障害者計画」及び「新潟県障害福祉計画」策定

3 計画の作成方針

基本目標及び基本方針等については、今までの障害者計画の構成を引き継ぎ、国の基本理念や基本指針を踏まえ、取り組むべき事項を5つの施策の柱に分類し、「現状と課題」の整理を行い、それに対する「施策の方向」と「今後の見込量と展開」について定めました。

○計画の基本目標

～だれもが 住み慣れた地域で 安心して暮らせる

自立と共生のまちをつくる～

地域に住むすべての人が、障害の有無や老若男女を問わず、自然に交わり、支え合う自立と共生のまちづくりを進め、ノーマライゼーションの理念の具現化を目指します。

○計画の基本方針

「自立への支援・共生への支援」

住み慣れた家庭や地域で暮らし続けるために欠かすことのできないサービスの提供や様々な相談に応じるとともに、働く機会の確保等、自立に向けた支援や積極的な社会参加・参画していくための支援を行います。

○施策の柱

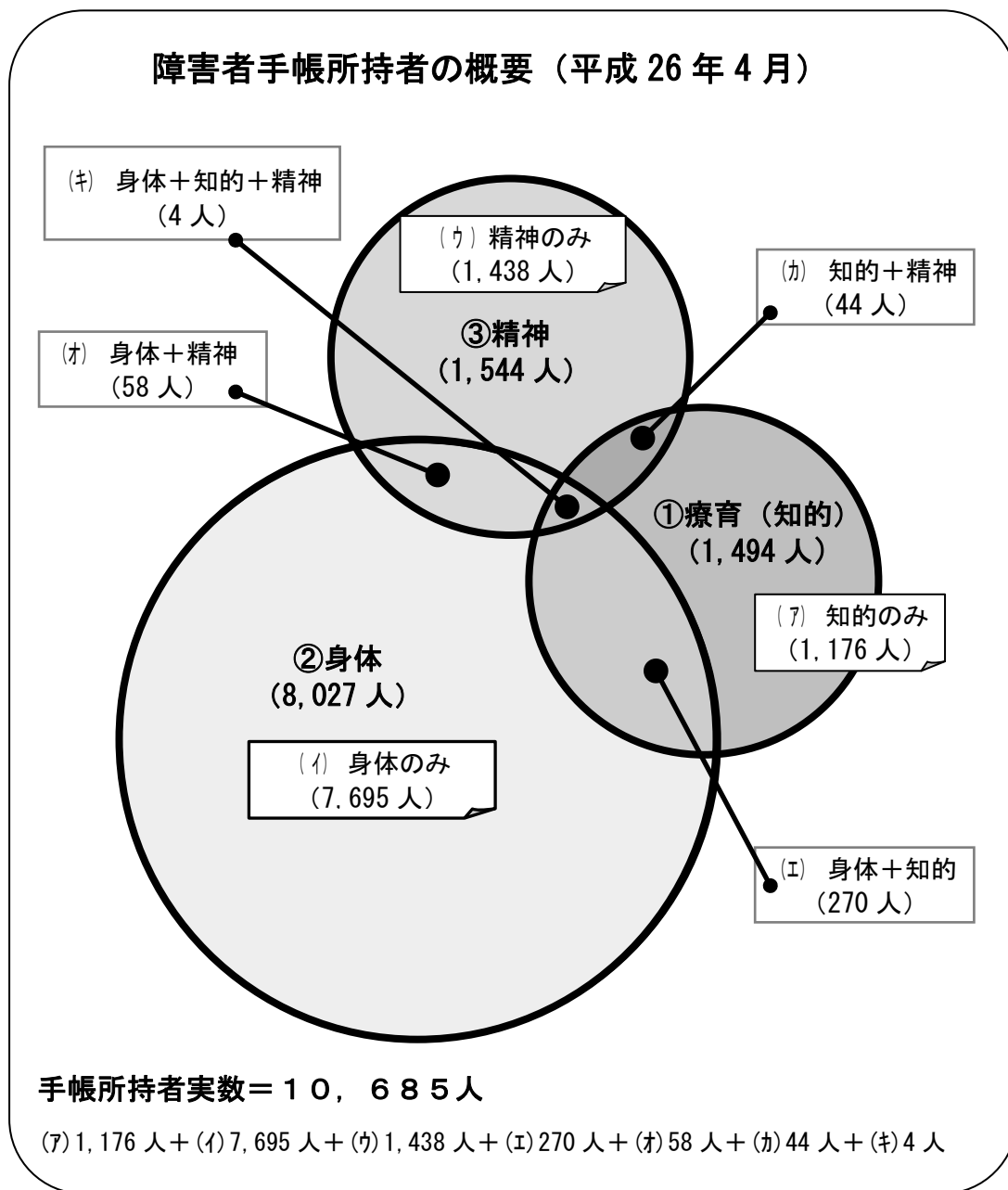
- ①日常生活支援の充実
- ②就労支援・雇用促進
- ③相談支援体制の充実
- ④安全・安心な生活の確保
- ⑤地域生活支援の充実

4 計画期間

平成27年度から平成29年度までの3か年度

2. 障害者の概況 (第2章 P5~P17)

第2章では、障害者福祉の現状を把握するため、基礎となるデータと障害者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者。重複所持者含む。）の推移等を記載しています。



○障害者手帳所持者数推移

(各年4月1日現在) (単位:人)

区 分	H21	H22	H23	H24①	H25	H26②	増減率②/①
身体障害	7,816	7,986	8,095	8,057	8,019	8,027	99.6%
知的障害	1,207	1,254	1,316	1,376	1,431	1,494	108.6%
精神障害	1,074	1,147	1,215	1,334	1,434	1,544	115.7%
合計	10,097	10,387	10,626	10,767	10,884	11,065	102.8%
総人口	207,323	206,836	205,610	203,904	202,312	200,785	98.5%
障害者の割合	4.9%	5.0%	5.2%	5.3%	5.4%	5.5%	

*人口は、減少傾向にある一方、障害者数(手帳所持者数)は増加傾向にあり、人口に占める障害者の割合も増加しています。

○年齢別手帳所持者数及び高齢者の割合

(平成26年4月1日現在) (単位:人)

区 分	総数	年齢			高齢者の割合
		18歳未満	18~64歳	65歳以上	
身体障害者	8,027	130	1,913	5,984	74.5%
知的障害者	1,494	324	1,033	137	9.2%
精神障害者	1,544	40	1,143	361	23.4%
合計	11,065	494	4,089	6,482	58.6%

*65歳以上の高齢者の割合は半数を超えており、特に身体障害者に関しては約7割となっています。

<難病患者>

○障害福祉サービス利用者数の推移

(各年4月1日現在) (単位:人)

区 分	H25	H26
受給者数	0	2

※平成25年4月より難病等が障害者総合支援法の対象となりましたが、法施行時には、新たな難病対策の結論が得られていなかったため、当面の措置として、障害福祉サービス等の対象となる難病等の範囲を「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ130疾病としました。

※平成27年1月には、難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部改正に伴う指定難病等の検討を踏まえ、これまでの130疾病から151疾病に拡大しました。

3. 施策の方向・展開 (第3章 P18～P50)

第3章で取り組むべき施策ごとに今後の展開について記載しています。また、国の障害福祉計画にかかる「成果目標」「活動指標」も合わせて記載しています。以下は各施策の主な内容です。

1 日常生活支援の充実

【現状と課題】

- ・生活介護や就労継続支援などの利用者が増加傾向
- ・グループホームのニーズは高く、継続した整備が必要

【施策の方向】

- (1) 通所サービスの拡充・・・生活介護施設の整備を促進
- (2) 居宅サービスの充実・・・相談支援専門員による継続した支援
- (3) グループホームの拡充・・・施設整備の助成と入居サポート支援を実施
- (4) 短期入所施設の拡充
- (5) 入所施設の拡充
- (6) 地域生活支援の拠点整備
- (7) 補装具の適切な給付

○施設入所者の地域生活への移行（成果目標）

<国が示した数値目標>

- ・平成29年度末において、平成25年度末の施設入所者と比較した平成29年度末時点での地域生活に移行する人の割合を12%以上とする。
- ・平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者から約4%以上削減する。

<上越市の目標値>

項目	数値	備考
平成25年度末時点の入所者数	225人	平成25年度末の施設入所者数
目標年度入所者数	254人	平成29年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込み	▲29人 (▲12.9%)	入所者数にかかる差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	10人 (4.4%)	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
目標値の設定内容		
<p>介護者の高齢化により在宅での生活が困難な人が増えている中、施設退所者が見込めない状況にあることから、施設待機者も年々増加し、平成26年3月末現在の待機者数は33人となっている。このような状況を踏まえ、入所施設の増設を図るとともに、生活能力が高いと思われる入所者（10人程度）のグループホーム等への移行を見込み設定。</p>		

○地域生活支援拠点の整備（成果目標）

<国が示した数値目標>

・平成 29 年度末までに、各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも 1 つの拠点等を整備する。

<上越市の目標値>

項 目	数 値
平成 29 年度末時点での地域生活支援拠点整備数	2 か所
目標値の設定内容	
地域生活支援の機能を強化するために、市内の実情を考慮して設定。	

2 就労支援・雇用促進

【現状と課題】

- ・上越管内の障害者雇用率は、平成 26 年 6 月現在 1.69%（国 1.82%、県 1.75%）と依然低い状況
- ・福祉サービス事業所での利用者が固定化している
- ・就労移行支援・就労継続支援利用者の工賃収入は依然として低い水準

【施策の方向】

(1) 就労支援体制の充実

- ①障害者就業・生活支援センターとの連携を強化
- ②特別支援学校への支援

(2) 一般就労の推進

- ①ハローワークと連携した一般就労への支援の実施
- ②雇用促進のための啓発

(3) 福祉的就労の推進・・・上越ワーキングネットワークへの支援

○福祉施設から一般就労への移行（成果目標）

<国が示した数値目標>

・平成 29 年度中に福祉施設から就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の数は、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とする。

<上越市の目標値>

項 目	数 値	備 考
平成 24 年度の一般就労移行者数	18 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	36 人 (200.0%)	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
目標値の設定内容		
平成 24 年度の 18 人から平成 25 年度は 23 人と約 3 割増加。上越管内の障害者雇用率は低い現状にあるが、さらなる支援強化を図り、国の目標値と同様とする。		

○就労移行支援事業の利用者数（成果目標）

<国が示した数値目標>

- ・平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者数と比較して 6 割以上増加させることを目指す。

<上越市の目標値>

項 目	数 値	備 考
平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数	173 人	平成 25 年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の利用者数	178 人 (102.9%)	平成 29 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
目標値の設定内容		
就労移行支援サービスを利用する人は、今後も大きな変動が見込まれないため、目標値を現状程度の利用者数で設定。		

○就労移行率 3 割以上の事業所の割合

<国が示した数値目標>

- ・平成 29 年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。

<上越市の目標値>

項 目	数 値	備 考
平成 29 年度末の就労移行支援事業所の数	14 か所	平成 29 年度末における就労移行支援事業所の数
平成 29 年度末の就労移行率 3 割以上の事業所の数	4 か所	平成 29 年度末において就労移行率 3 割以上の事業所の数
【目標値】 目標年度の就労移行率 3 割以上の事業所の割合	28.6%	平成 29 年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合
目標値の設定内容		
現在、就労移行支援事業所は 12 か所あり、そのうち就労移行率 3 割以上の事業所は 2 か所であることから、倍増の 4 事業所を目標値として設定。		

3 相談支援体制の充実

【現状と課題】

- ・相談支援専門員の人材育成が必要
- ・成年後見制度の利用促進

【施策の方向】

(1) 相談支援体制の強化

- ①相談支援機能の充実・・・「基幹相談支援センター」の設置
- ②ケアマネジメント体制の確立
- ③障害のある児童への療育相談・支援体制の充実

(2) 差別の解消・権利擁護の推進

- ①差別解消・権利擁護体制の充実・・・成年後見制度の周知と利用相談の充実
- ②障害者虐待防止の取組

(3) 情報提供の充実

- ①ハンドブックやホームページ等の活用
- ②事業所説明会の開催

4 安全・安心な生活の確保

【現状と課題】

- ・避難行動要支援者名簿を活用した避難支援体制の整備
- ・グループホームなどの設置に対する継続した支援が必要

【施策の方向】

(1) 防犯・防災対策の整備推進

- ①避難行動要支援者名簿の活用した避難支援体制づくりの実施
- ②ヘルプカード・安全メールの活用
- ③「災害時における緊急受入れに関する協力協定」施設を増加

(2) 生活・住環境の整備支援

- ①住環境の整備支援
- ②ユニバーサルデザインの推進

(3) 医療支援の充実・・・重症心身障害者向けの短期入所の拡充

(4) 医療費や手当の経済的支援

5 地域生活支援の充実

【現状と課題】

- ・移動支援における運転ボランティアの確保が必要
- ・障害のある人やその家族が組織する団体の会員増加に向けた取組が必要

【施策の方向】

(1) 移動支援の拡充・・・福祉有償運送の利便性向上に向けた検討の実施

(2) 交流の促進支援

(3) コミュニケーション支援の充実・・・手話通訳者・奉仕員の派遣を充実

(4) 地域活動支援センターの拡充

4. 計画の実現に向けて（第4章 P51～P53）

地域全体で福祉を向上させるためには、障害のある人や家族を始め、行政や福祉事業所及び市民それぞれが連携を図ることが必要です。これらの関係者のネットワーク（上越市自立支援協議会）を中心とした活動を支援しながら計画の実現を目指します。

また、計画の進捗は、国の指針に基づいたPDCAサイクルを導入した進捗管理を行い、毎年度の中間評価と評価結果の公表を行います。